

委員会及び委員と長との関係

- 執行機関は、条例・予算その他の議会の議決に基づく事務、法令・規則その他の規程に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理・執行する義務を負う。(法 § 138-2)
- 執行機関の組織は、長の所轄^{※1}の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。(法 § 138-3①)
- 執行機関は、長の所轄^{※1}の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。(法 § 138-3②)

※1 「所轄」とは、上級行政機関と下級行政機関の関係を表す意味の用語であり、通常2つの機関の間で、一方が上級の機関であることを認めながらも、他方は相当程度上級行政機関から独立した機関であることを表す意味に用いられている。

長

- 長は、当該普通地方公共団体を統括^{※2}し、これを代表^{※3}する。(法 § 147)
- 長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及び執行する。(法 § 148)
- 長は、概ね次の事務を担当する。(法 § 149)

- ・ 議会の議決を経べき事件につき議案を提出すること。
- ・ 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- ・ 地方税を賦課徴収し、分担金・使用料・加入金・手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- ・ 決算を議会の認定に付すること。
- ・ 会計を監督すること。
- ・ 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- ・ 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- ・ 証書及び公文書類を保管すること。
- ・ その他、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

- 長は、各執行機関を通じて組織・運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、委員会・委員等の組織、事務局等の職員の定数・身分取扱について、委員会・委員に勧告することができる。(法 § 180-4①)

※2 「統括」とは、当該普通地方公共団体の事務の全般について、当該普通地方公共団体の長が総合的統一を確保する権限を有することを意味する。

※3 「代表」とは、長が外部に対して、当該普通地方公共団体の行為となるべき各般の行為をなす権限をいい、長のなした行為そのものが、法律上直ちに当該普通地方公共団体の行為となることを意味する。

統括・代表・総合調整

委員会・委員

- 委員会・委員は、事務局等の組織、職員の定数・身分取扱について定める委員会・委員の規則等を制定改廃する場合には、長に協議しなければならない。(法 § 180-4②)

- 委員会・委員は原則として次の権限を有しない。(法 § 180-6)

- ・ 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- ・ 議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- ・ 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。
- ・ 決算を議会の認定に付すること。

都道府県・市町村

教育委員会

選挙管理委員会

人事委員会・公平委員会

監査委員

都道府県のみ

公安委員会

労働委員会

収用委員会

海区漁業調整委員会

内水面漁場管理委員会

市町村のみ

農業委員会

固定資産評価審査委員会